

第13次労働災害防止計画がスタート

安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、5年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた、「第13次労働災害防止計画」が2018年4月からの5か年計画としてスタートした。

就業構造の変化等に対応し、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会の実現を目指す。

・計画の目標

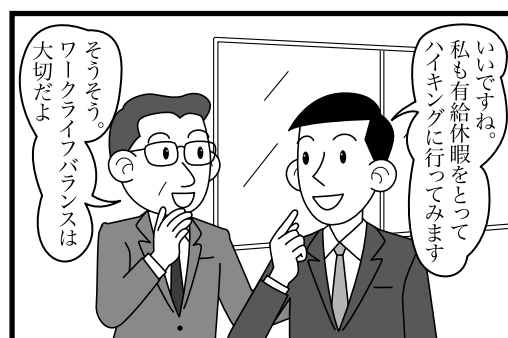
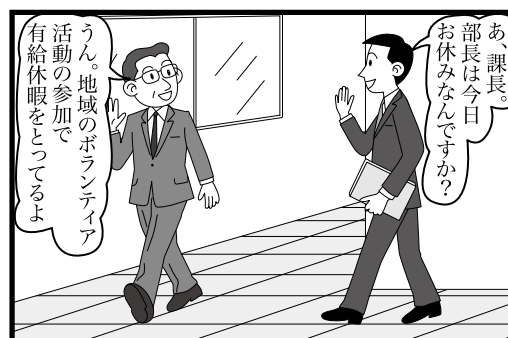
(①～③の数値は2017年と比較した2022年までの目標)

- ①死亡災害については15%以上減少させる。
- ②死傷災害(休業4日以上)の労働災害をいう。以下同じ。)については、5%以上減少させる。
- ③業種別の目標については、建設業、製造業、林業にて、死亡災害を15%以上減少させる。陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店については、死傷者数を死傷年千人率で5%以上減少させる。
- ④上記以外の目標については次のとおり。⑦仕事上の不安・悩み・ストレスについて職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上(71.2%:2016年)とする。①メ

ンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:2016年)とする。⑤ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上(37.1%:2016年)とする。⑥化学品の分類及び表示に関する世界調和システム分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上(ラベル表示60.0%、SDS交付51.6%:2016年)とする。④第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。⑦職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年の5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少させる。

また、計画の重点事項として、(1)死亡災害の撲滅を目指した対策の推進、(2)過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進、(3)就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進、(4)疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進、(5)化学物質等による健康障害防止対策の推進、(6)企業・業界単位

有給休暇でリフレッシュ



での安全衛生の取組の強化、(7)安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進、(8)国民全体の安全・健康意識の高揚等、が挙げられ、「働き方改革」を踏まえた産業保健機能の強化や安全衛生管理体制の整備等についての計画が立てられた。